

制等について検討を行った結果をまとめたものです。

複合施設で行う事業について、全体構想等をもとに整理するとともに、全体構想等で記載しているコンセプトを踏襲した上で検討を行っています。

具体的な検討内容について説明します。まず、児童発達支援センターの設置基準として明記されている屋外遊戯場については、必要な面積の確保や隣接する住宅への影響等を考慮し、えきまえ広場を指定することが望ましいとされています。

総合相談については、いつでも気軽に相談できる環境を整えた総合的な窓口である必要があります。また、相談者が抱える問題や悩みを整理して関係機関につなげる取組み、子どもや保護者のニーズをつかみ、子育て支援事業やサービスへつなげる取組みと体制の構築が必要となります。こうした点から、総合相談窓口は子ども家庭支援センター内に位置付け、相談員については、相談者から丁寧に話を聞き取り、信頼関係を築きながら対応する必要があることから、相談等についての豊富な知識・経験を持つ者を常時配置することが望ましいとされています。

発達支援事業について、児童発達支援センターでは、支援を必要とするすべての子どもが支援を受けられるように、法内事業の他、法外事業も実施する必要がありますが、その必要性について記載されています。

事業の運営体制については、全体構想や各センターの基本構想において一定程度言及されていますが、全体の運営及び教育支援センターは直営、子ども家庭支援センター及び児童発達支援センターは事業委託とし、事業者の選定に当たっては、資料8ページに記載の4点について考慮した上で行うことが望ましいとされています。

システムの導入について、「各主体における効率的かつ効果的な情報共有・引継ぎ・連携」、「事務負担の軽減による相談・支援業務の充実」の観点から、業務支援システムを導入することとし、将来的には民間事業者等との連携を視野に入れつつ、開設時においては、健康推進課や小・中学校等といった組織と連携するべきであるとされています。

組織構成について、本複合施設は、福祉・子育て・教育部門が相互に関わりあいながら部局をまたいで子どもの育ちを一体的に支援していくためのものであることから、組織体制もそれを考慮して設計する必要があります。本報告書では、市長部局と教育委員会にそれぞれ課相当の部署を設置し、そこに配属される職員は両部局を兼務することが望ましいとされています。これは、組織・制度の壁よりも、複合施設全体の円滑な運営だけでなく、個々の子どもの支援や利用のし易さといった点を優先させたものです。

施設長については、各センターをコントロールする役割を担うとともに、

各部局間の調整も円滑に行えるよう、部長相当職とすることが望ましいとされています。アドバイザーについては、施設長の業務を専門的な知見から支援するために、子育て・福祉・教育等の各分野の専門家をアドバイザーとして委嘱することが望ましいとされています。市長部局における所管部については、子育て部門に置くことを基本とした上で、庁内全体の組織体制とあわせて開設までに整理することが望ましいとされています。

また、14 ページには総合事務室のレイアウトが、15 ページには避難所の指定について記載されており、16 ページからは、各課との打ち合わせ等に基づき変更が行われた平面図について、最新版が記載されています。

今後は、本報告書を踏まえ、施設の開設までに必要な事項を市として適宜検討していく予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

教育長 本複合施設には愛称をつけますか。

部長 正式名称を決定する際にあわせて検討します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市職員提案制度規程の一部改正について」を報告してください。

部長 事務処理の改善及び能率の向上等について市職員からの提案を求め、行政運営の改善に資するとともに、あわせて職員の創意工夫の意欲を高めることを目的とする狛江市職員提案制度規程を改正しました。

従前の制度からの主な変更点は2点あります。1点目について、提案を行う場合は従前のように市長に直接提出するのではなく、一旦政策室長に提出し、提案内容を記録することとしました。ただし、審査は従前通り市長が行います。

2点目について、提案及び審査結果の通知等に係る様式を整備しました。なお、提案に係る様式については、すでにC-squareの庁内定型文書に登録済みです。

その他、提案内容の検討に係る流れを簡略化しています。

各部長においては、職員による建設的な提案がこれまで以上に増加するよう、本制度の周知を改めてお願いいたします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について」を報告してください。

部長 東京都による土砂災害防止法に基づく基礎調査について、狛江市における結果が平成30年12月26日に公表されました。本調査結果を踏まえ、土砂災害防止法第7条及び第9条に基づく土砂災害警戒区域の指定が行われません。

資料のとおり、調布市入間町の急傾斜地2か所が警戒区域となっており、

市内では東野川四丁目の3戸がその範囲に含まれます。また、黄色線が警戒区域、赤線が特別警戒区域であり、特別警戒区域も一部狛江市域に及んでいます。

今後、区域の指定について東京都と合同で住民説明会等を実施しますが、対象となる3戸については、平成30年12月に東京都が戸別で説明を行っています。

気象庁が発表する狛江市を対象とした土砂災害警戒情報については、区域の指定に先立ち、2月21日午後1時から運用が開始されます。

なお、今回は狛江市の他に、資料に記載の区市の調査結果が公表されています。

市長 本指定に伴い、防災関係のマップ等に変更は生じますか。
部長 正式な指定は8月になされるため、それ以降に必要なに応じて改定します。
市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「狛江カフェ散歩スタンプラリー事業について」を報告してください。

部長 本事業は、平成20年度から28年度までの間に実施したわくわく元気狛江逸品コンテスト事業の形態を変え、スタンプラリー形式として実施するもので、今回はカフェをテーマに、市内12店舗に参加いただき実施します。

実施期間は2月1日から3月15日までとし、広報こまえ1月15日号への掲載や新聞折込、市内公共施設、川崎市多摩区、調布市、世田谷区及び小平市観光まちづくり協会へのチラシの配布等により、広く周知を行います。

事業内容について、参加者はスタンプブックを市役所や参加店等で入手し、会計時にスタンプを1つ押ししてもらいます。そこで集めたスタンプの数等に応じて、市役所で景品と交換することができることとなっており、全店舗のスタンプを集めた場合、長岡市川口地域のお米2kgをもらうことができます。景品の交換期間は事業実施期間と同様で、市役所開庁時間内において交換を行います。

また、今回は特別賞として、市が指定したハッシュタグとともにお店で注文した料理や店舗での写真等をツイッターやフェイスブックに投稿していただいた方の中から1人を対象に、オリジナル賞品をプレゼントするハッシュタグ賞を設けました。ハッシュタグを活用し、一般利用者の中で事業の周知、認知がなされることを期待しています。

市長 本件について、質問等ありますか。
部長 スタンプブックはあいとぴあセンターや体育館に置く等、広く周知を図っていただきたいと思えます。
市長 ハッシュタグ賞の審査は誰が行いますか。
部長 地域活性課職員が行う予定です。

市 長 職員が行うのであれば、公平性を十分に確保するようにしてください。
報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部 長 小・中学校入学式についてです。

平成31年度は4月から5月にかけて10連休があることから、授業数を確保するため、小・中学校の入学式の日程を例年より1日早め、小学校は4月5日、中学校は4月6日に実施します。

本件については、市教育委員会ホームページ等で周知してまいります。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月15日午前9時から開催します。